

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1.7%から2.2%に改められました。この都道府県分のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。

令和元年度に当市に按分交付された地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分は3億5,026万3千円でした。令和元年度の使途については下記のとおりです。

(単位:千円)

事業名称等	令和元年度決算額	一般財源額	充当交付金額
障がい福祉サービス事業	1,379,019	359,797	180,000
放課後児童健全育成事業	118,200	39,354	25,263
特定教育施設・保育施設入所事務	774,695	124,102	75,000
福祉医療事業	358,618	71,887	70,000
その他社会保障関係事業	5,262,615	3,494,177	0
計	7,893,147	4,089,317	350,263